

掛川市外3組合公平委員会規則第1号

掛川市外3組合管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成24年4月16日

掛川市外3組合公平委員会

委員長（署名）

掛川市外 3 組合管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

掛川市外 3 組合管理職員等の範囲を定める規則（平成17年掛川市外 2 組合公平委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表掛川市の部市長事務部局の款企画政策部の項の次に次のように加える。

危機管理部	危機管理監
-------	-------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。